

平成 27 年 5 月 26 日

民主党ネクスト国家公安委員長 松原 仁
民主党ネクスト国土交通大臣 荒井 聰
民主党ネクスト内閣府副大臣 泉 健太

小型無人飛行機等の飛行の規制等に関する申し入れ

本日、民主党は内閣部門・国土交通部門合同会議において、与党より議員立法の「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他国の重要な施設等及び外国公館等の周辺地域の上空における小型無人飛行機の飛行の禁止に関する法律案」についてヒアリングを行い、法案を審査した。

その中で、本議員立法については不十分な点も多く、修正を強く求める意見もあったが、本事案の緊急性に鑑み、会議で指摘された問題点については、政府が検討を進めている閣法にて反映を求めることとなった。

よって、下記の点について、政府に真摯な検討と対応を求めるものである。

記

- 一、 小型無人飛行機等以外に危険を及ぼし得る物体（モーターパラグライダー等）の飛行・浮揚についても検討を行うこと。
- 一、 対象飛行物体の指定については、その飛行物体の性能等の科学的知見等を十分に踏まえ決定すること。
- 一、 小型無人機等を所有する者の、私権が著しく損なわれないよう、また、警察等が飛行禁止を求める際のガイドラインを明確にすること。
- 一、 小型無人飛行機等の飛行制限区域の設定については、危険の未然防止の観点から、十分な検討と周知広報を行うこと。

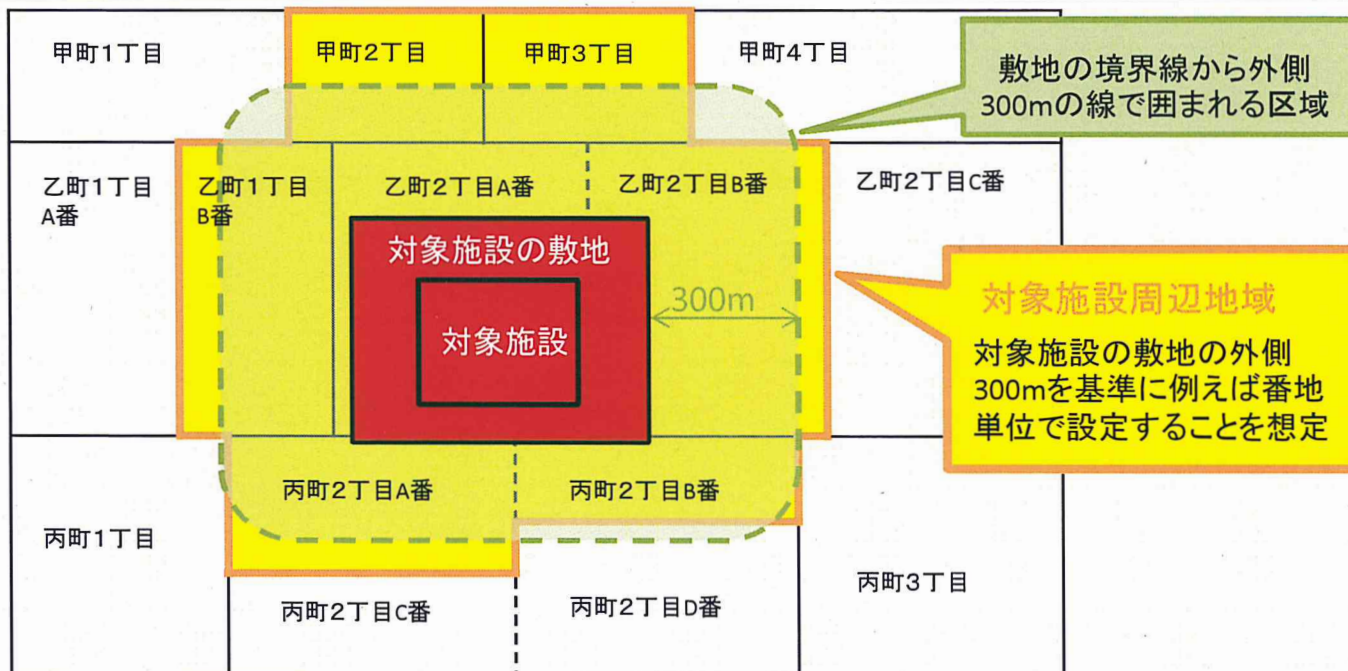
以上

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等及び外国公館等の周辺地域の上空における小型無人機の飛行の禁止に関する法律案・概要

【目的】 この法律は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等及び外国公館等の周辺地域の上空における小型無人機の飛行を禁止することにより、これらの施設に対する危険を未然に防止し、もって国政の中枢機能等及び良好な国際関係の維持に資することを目的とする。

【対象施設】

- (1) 国会議事堂等
- (2) 首相官邸等
- (3) 最高裁
- (4) 皇居・赤坂御所
- (5) 政党本部
- (6) 外国公館等



【規制の内容】

黄色の区域(■)及び赤色の区域(■)の上空における小型無人機の飛行を禁止

・黄色の区域(■)の上空で飛行させた場合

→警察官等の排除命令・排除措置の対象(命令違反:懲役1年以下・罰金50万円以下)

・赤色の区域(■)の上空で飛行させた場合

→上記の排除命令・排除措置に加え、懲役1年以下・罰金50万円以下の刑事罰の対象

【検討】

国は、速やかに、防衛省、警察庁、海上保安庁等危機管理に関する機能を担う機関の庁舎等の重要な施設に対する上空からの危険の未然の防止の在り方のほか、小型無人機の安全な飛行の確保の在り方等について、小型無人機の多様な分野における利用の促進のための施策をも踏まえ、かつ、小型無人機に関連する技術の進歩を勘案しつつ、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。